

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	12.7 %	20.2 %	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 10,392,479}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,494,151} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 12,232,171}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 653,441} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 1,839,692}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,840,710} = -
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	6,630,235	7,365,160	11.1	8,381,056	13.8	8,076,986	▲ 3.6	7,518,610	▲ 6.9
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,395,291	3,528,721	3.9	3,266,434	▲ 7.4	2,539,103	▲ 22.3	2,372,492	▲ 6.6
④組合負担等見込額	256,548	209,742	▲ 18.2	172,969	▲ 17.5	161,580	▲ 6.6	159,015	▲ 1.6
⑤退職手当負担見込額	419,460	453,081	8.0	396,186	▲ 12.6	376,198	▲ 5.0	342,362	▲ 9.0
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	10,701,534	11,556,704	8.0	12,216,645	5.7	11,153,867	▲ 8.7	10,392,479	▲ 6.8

○ 充当可能財源等(B)

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	2,146,695	1,853,180	▲ 13.7	1,859,260	0.3	2,582,161	38.9	3,740,531	44.9
特定歳入[都市計画税以外]	0	0		23,000	皆増	0	皆減	0	
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,221,921	9,033,114	▲ 2.0	9,207,212	1.9	8,903,086	▲ 3.3	8,491,640	▲ 4.6
充当可能財源等(B)	11,368,616	10,886,294	▲ 4.2	11,089,472	1.9	11,485,247	3.6	12,232,171	6.5

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位：千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 667,082	670,410	皆増	1,127,173	68.1	▲ 331,380	皆減	▲ 1,839,692	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

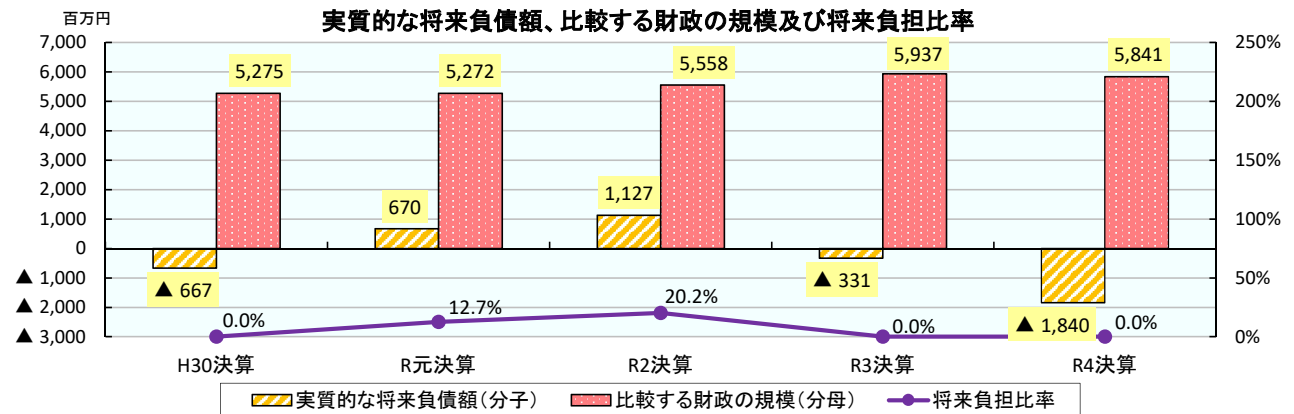
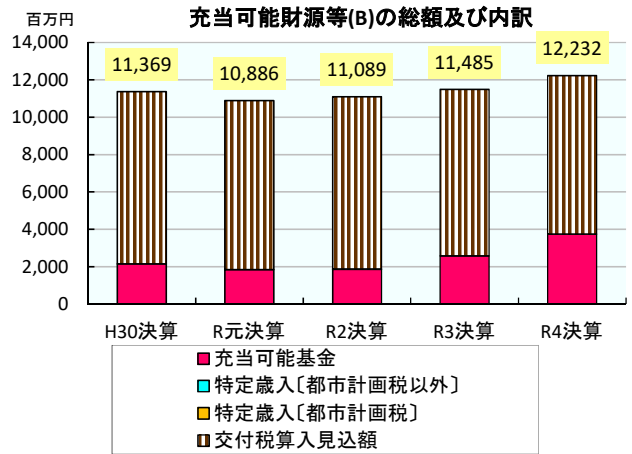
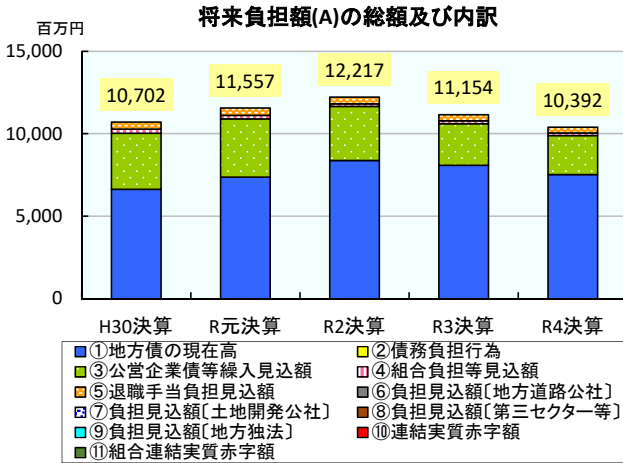
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	6,013,675	6,012,189	0.0	6,306,186	4.9	6,628,481	5.1	6,494,151	▲ 2.0
算入公債費等の額(D)	738,337	740,357	0.3	748,458	1.1	691,967	▲ 7.5	653,441	▲ 5.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,275,338	5,271,832	▲ 0.1	5,557,728	5.4	5,936,514	6.8	5,840,710	▲ 1.6

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \\
 14,298,879 \\
 \text{標準財政規模(C)} \\
 9,309,977 \\
 \text{充当可能財源等(B)} \\
 19,628,456 \\
 \text{算入公債費等の額(D)} \\
 1,122,216 \\
 \text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \blacktriangle 5,329,577 \\
 \text{比較する財政の規模(分母)} \\
 8,187,761 \\
 = \\
 \text{将来負担比率} \\
 -
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	11,546,302	11,189,000	▲ 3.1	10,801,709	▲ 3.5	10,296,845	▲ 4.7	9,501,147	▲ 7.7
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	5,823,843	5,464,282	▲ 6.2	5,049,815	▲ 7.6	4,609,981	▲ 8.7	4,041,966	▲ 12.3
④組合負担等見込額	511,926	417,867	▲ 18.4	336,773	▲ 19.4	270,942	▲ 19.5	207,872	▲ 23.3
⑤退職手当負担見込額	853,061	796,894	▲ 6.6	668,958	▲ 16.1	537,684	▲ 19.6	547,894	1.9
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	18,735,132	17,868,043	▲ 4.6	16,857,255	▲ 5.7	15,715,452	▲ 6.8	14,298,879	▲ 9.0

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	5,792,392	6,091,623	5.2	6,128,459	0.6	6,898,194	12.6	7,241,421	5.0
特定歳入[都市計画税以外]	614	1,089	77.4	1,059	▲ 2.8	917	▲ 13.4	554	▲ 39.6
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	14,447,395	14,117,177	▲ 2.3	13,644,389	▲ 3.3	13,165,611	▲ 3.5	12,386,481	▲ 5.9
充当可能財源等(B)	20,240,401	20,209,889	▲ 0.2	19,773,907	▲ 2.2	20,064,722	1.5	19,628,456	▲ 2.2

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,505,269	▲ 2,341,846		▲ 2,916,652		▲ 4,349,271		▲ 5,329,577	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

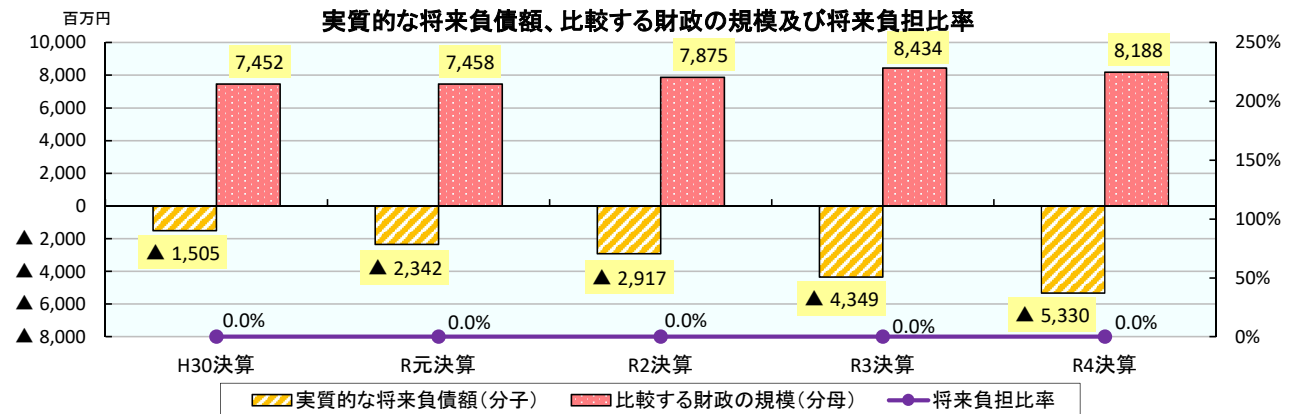
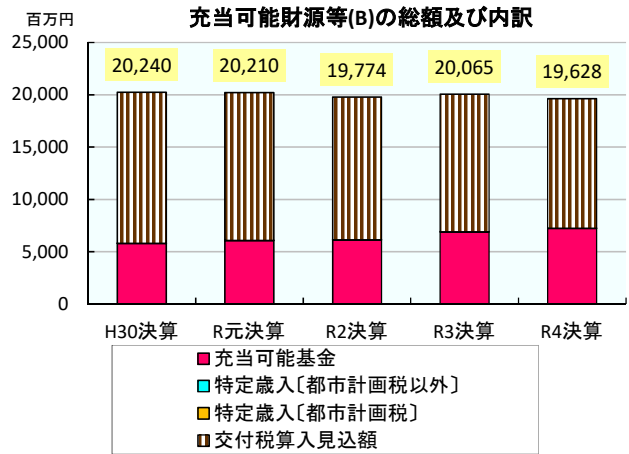
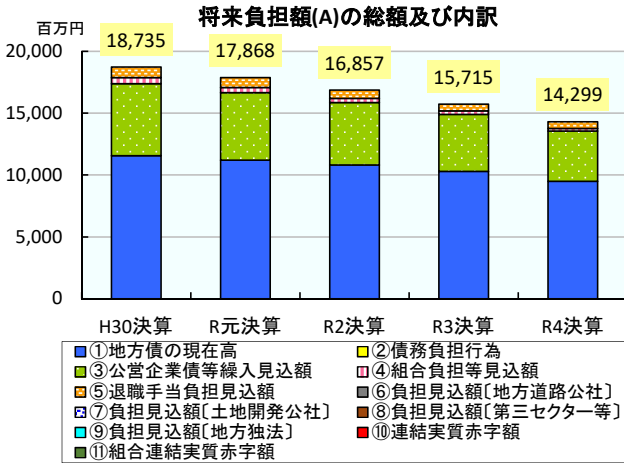
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	8,598,807	8,596,701	0.0	9,048,181	5.3	9,623,297	6.4	9,309,977	▲ 3.3
算入公債費等の額(D)	1,146,420	1,138,371	▲ 0.7	1,172,801	3.0	1,189,521	1.4	1,122,216	▲ 5.7

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	7,452,387	7,458,330	0.1	7,875,380	5.6	8,433,776	7.1	8,187,761	▲ 2.9

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	88.4 %	88.2 %	59.8 %	33.5 %	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 17,463,722}{\text{標準財政規模(C)} \quad 7,072,093} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 17,831,592}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 781,545} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 367,870}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,290,548} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額（分子）が負の場合、該当なしとなる（「-」で表示）。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額（A）」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額（分子）の内訳について〔計算式：「将来負担額(A)」－「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

（単位：千円、%）

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	13,997,283	13,878,559	▲ 0.8	14,060,156	1.3	13,982,853	▲ 0.5	13,376,980	▲ 4.3
②債務負担行為	1,925	963	▲ 50.0	0	皆減	0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,164,800	3,315,515	4.8	3,357,218	1.3	3,351,676	▲ 0.2	3,259,364	▲ 2.8
④組合負担等見込額	398,288	375,556	▲ 5.7	311,593	▲ 17.0	248,211	▲ 20.3	207,312	▲ 16.5
⑤退職手当負担見込額	0	0		0		0		0	
⑥負担見込額〔地方道路公社〕	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額〔土地開発公社〕	512,186	584,629	14.1	424,781	▲ 27.3	612,185	44.1	620,066	1.3
⑧負担見込額〔第三セクター等〕	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額〔地方独法〕	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	18,074,482	18,155,222	0.4	18,153,748	0.0	18,194,925	0.2	17,463,722	▲ 4.0

○ 充当可能財源等(B)

（単位：千円、%）

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	3,192,078	3,487,397	9.3	4,877,867	39.9	6,388,176	31.0	8,286,146	29.7
特定歳入〔都市計画税以外〕	0	0		0		0		0	
特定歳入〔都市計画税〕	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,902,583	9,699,471	▲ 2.1	9,684,294	▲ 0.2	9,622,746	▲ 0.6	9,545,446	▲ 0.8
充当可能財源等(B)	13,094,661	13,186,868	0.7	14,562,161	10.4	16,010,922	9.9	17,831,592	11.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

（単位：千円、%）

(A)-(B)〔算定の分子〕	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	4,979,821	4,968,354	▲ 0.2	3,591,587	▲ 27.7	2,184,003	▲ 39.2	▲ 367,870	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

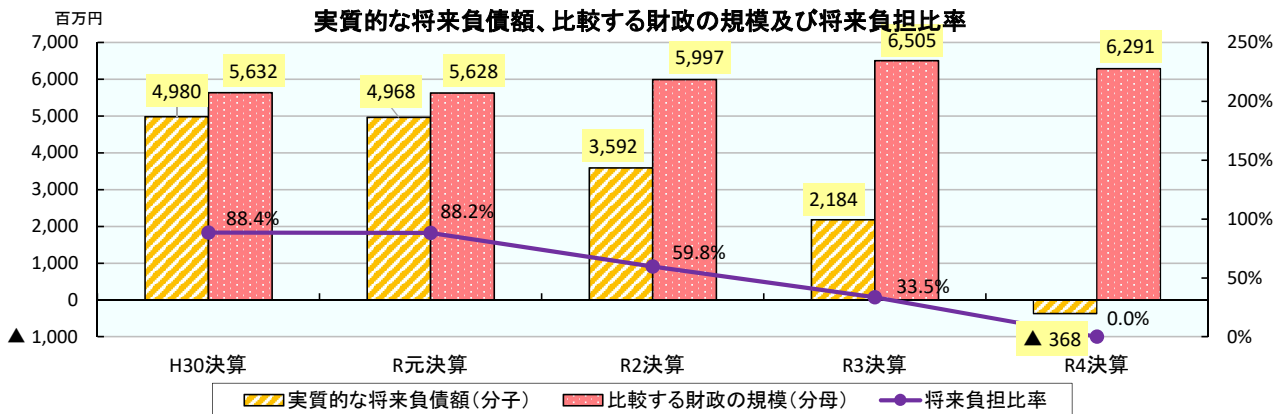
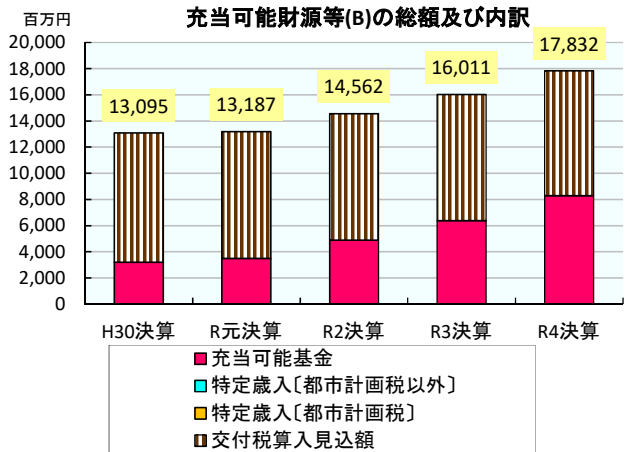
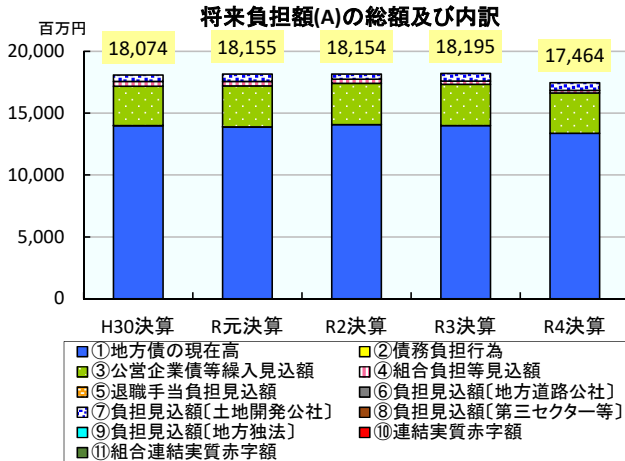
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	6,340,417	6,365,347	0.4	6,747,209	6.0	7,262,089	7.6	7,072,093	▲ 2.6
算入公債費等の額(D)	708,267	737,739	4.2	750,566	1.7	756,596	0.8	781,545	3.3

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,632,150	5,627,608	▲ 0.1	5,996,643	6.6	6,505,493	8.5	6,290,548	▲ 3.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	50.9 %	61.0 %	50.5 %	34.4 %	23.5 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 13,661,676}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,089,921} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 12,363,649}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 580,044} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,298,027}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,509,877} = 23.5\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について【計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」】

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	6,803,315	7,331,492	7.8	7,300,570	▲ 0.4	7,381,919	1.1	7,289,784	▲ 1.2
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	5,790,930	6,105,887	5.4	6,032,897	▲ 1.2	5,800,174	▲ 3.9	5,577,652	▲ 3.8
④組合負担等見込額	232,451	190,879	▲ 17.9	156,670	▲ 17.9	147,651	▲ 5.8	151,745	2.8
⑤退職手当負担見込額	834,599	836,369	0.2	837,152	0.1	800,937	▲ 4.3	642,495	▲ 19.8
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	13,661,295	14,464,627	5.9	14,327,289	▲ 0.9	14,130,681	▲ 1.4	13,661,676	▲ 3.3

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	2,950,833	2,984,498	1.1	3,330,050	11.6	4,219,366	26.7	4,593,435	8.9
特定歳入[都市計画税以外]	0	0		0		0		0	
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	8,172,171	8,417,063	3.0	8,319,151	▲ 1.2	7,920,077	▲ 4.8	7,770,214	▲ 1.9
充当可能財源等(B)	11,123,004	11,401,561	2.5	11,649,201	2.2	12,139,443	4.2	12,363,649	1.8

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	2,538,291	3,063,066	20.7	2,678,088	▲ 12.6	1,991,238	▲ 25.6	1,298,027	▲ 34.8

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

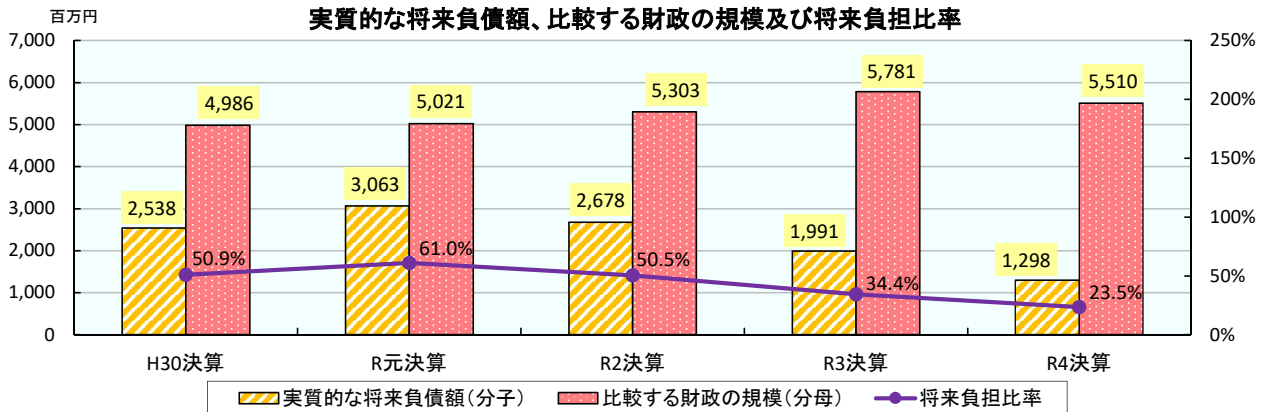
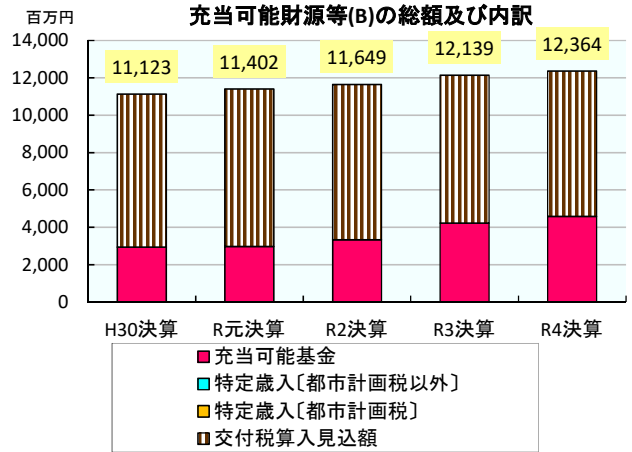
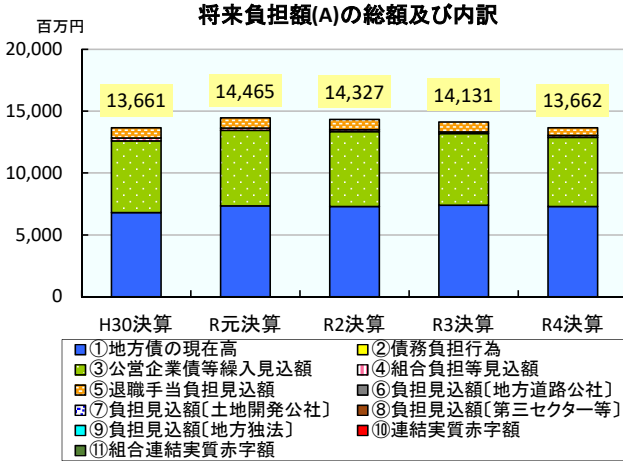
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	5,552,664	5,593,250	0.7	5,878,925	5.1	6,364,765	8.3	6,089,921	▲ 4.3
算入公債費等の額(D)	567,104	572,071	0.9	576,065	0.7	583,563	1.3	580,044	▲ 0.6

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	4,985,560	5,021,179	0.7	5,302,860	5.6	5,781,202	9.0	5,509,877	▲ 4.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 = \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 8,179,073 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 3,696,187 \end{array}} - \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 11,446,185 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 523,191 \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 3,267,112 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 3,172,996 \end{array}} = \begin{array}{c} \text{ } \\ - \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	6,012,406	6,149,981	2.3	6,099,105	▲ 0.8	6,329,224	3.8	6,392,667	1.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	5,052	4,845	▲ 4.1	4,635	▲ 4.3	66,008	1324.1	63,374	▲ 4.0
④組合負担等見込額	101,688	125,840	23.8	155,638	23.7	131,915	▲ 15.2	110,179	▲ 16.5
⑤退職手当負担見込額	1,653,603	1,640,843	▲ 0.8	1,606,180	▲ 2.1	1,591,898	▲ 0.9	1,612,853	1.3
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	7,772,749	7,921,509	1.9	7,865,558	▲ 0.7	8,119,045	3.2	8,179,073	0.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	4,274,271	4,426,905	3.6	4,627,405	4.5	5,200,155	12.4	5,714,693	9.9
特定歳入[都市計画税以外]	706,388	964,244	36.5	1,017,751	5.5	1,207,744	18.7	1,105,970	▲ 8.4
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	4,746,457	4,630,050	▲ 2.5	4,692,079	1.3	4,565,384	▲ 2.7	4,625,522	1.3
充当可能財源等(B)	9,727,116	10,021,199	3.0	10,337,235	3.2	10,973,283	6.2	11,446,185	4.3

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,954,367	▲ 2,099,690		▲ 2,471,677		▲ 2,854,238		▲ 3,267,112	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

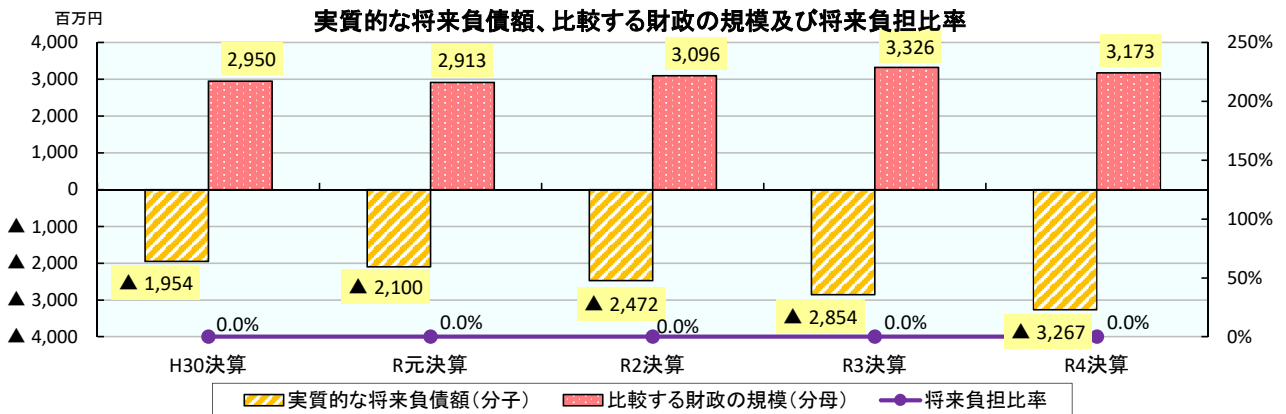
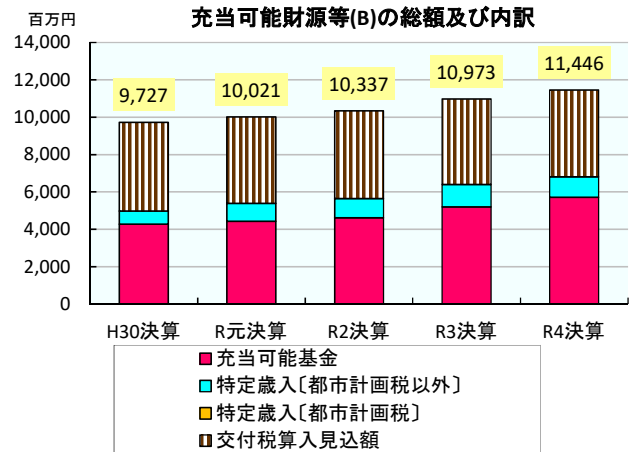
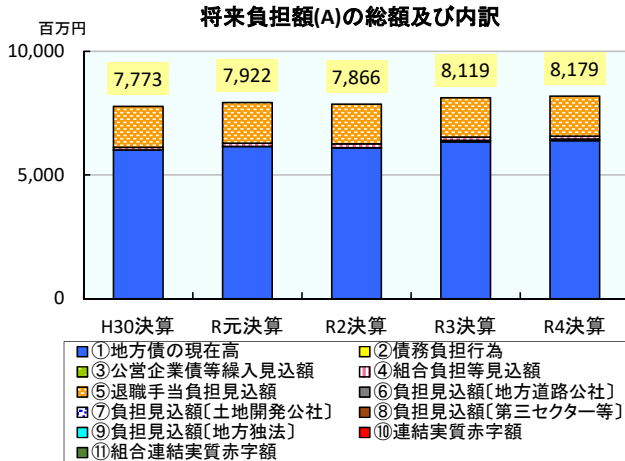
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	3,547,746	3,485,702	▲ 1.7	3,641,454	4.5	3,868,133	6.2	3,696,187	▲ 4.4
算入公債費等の額(D)	597,623	572,906	▲ 4.1	545,254	▲ 4.8	541,800	▲ 0.6	523,191	▲ 3.4

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	2,950,123	2,912,796	▲ 1.3	3,096,200	6.3	3,326,333	7.4	3,172,996	▲ 4.6

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 8,476,832}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,213,600} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 11,369,539}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 563,128} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 2,892,707}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 3,650,472} = \text{---}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	4,806,718	4,880,933	1.5	4,817,439	▲ 1.3	4,658,642	▲ 3.3	4,749,672	2.0
②債務負担行為	65,169	61,778	▲ 5.2	131,529	112.9	135,939	3.4	127,128	▲ 6.5
③公営企業債等繰入見込額	3,486,252	3,247,490	▲ 6.8	3,074,250	▲ 5.3	2,824,141	▲ 8.1	2,568,039	▲ 9.1
④組合負担等見込額	192,424	253,629	31.8	294,923	16.3	250,995	▲ 14.9	222,733	▲ 11.3
⑤退職手当負担見込額	928,174	910,632	▲ 1.9	895,767	▲ 1.6	879,997	▲ 1.8	809,260	▲ 8.0
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	9,478,737	9,354,462	▲ 1.3	9,213,908	▲ 1.5	8,749,714	▲ 5.0	8,476,832	▲ 3.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	4,175,812	4,489,551	7.5	5,050,976	12.5	5,528,731	9.5	5,992,121	8.4
特定歳入[都市計画税以外]	59,605	56,006	▲ 6.0	52,333	▲ 6.6	48,583	▲ 7.2	44,756	▲ 7.9
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	6,180,969	6,030,240	▲ 2.4	5,726,531	▲ 5.0	5,426,543	▲ 5.2	5,332,662	▲ 1.7
充当可能財源等(B)	10,416,386	10,575,797	1.5	10,829,840	2.4	11,003,857	1.6	11,369,539	3.3

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位：千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 937,649	▲ 1,221,335		▲ 1,615,932		▲ 2,254,143		▲ 2,892,707	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

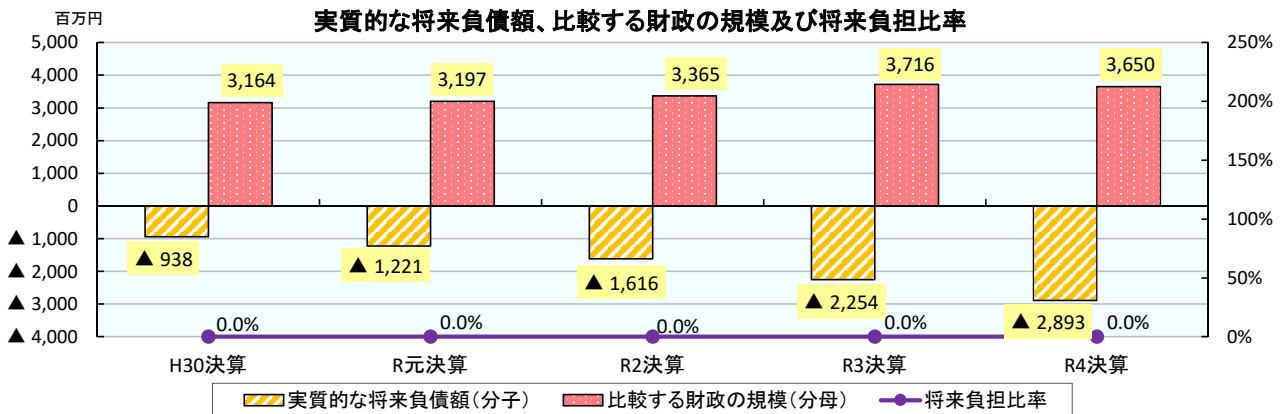
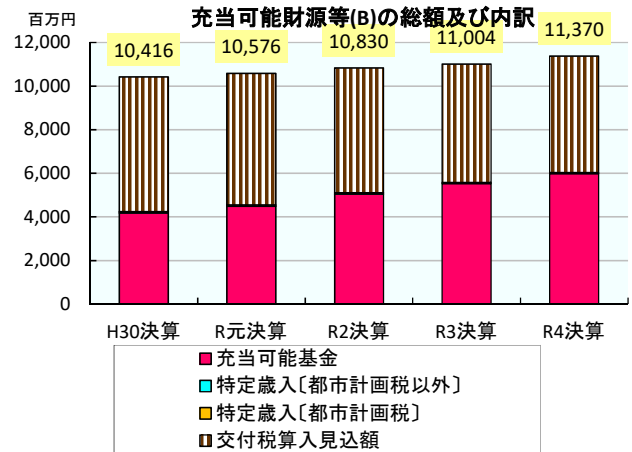
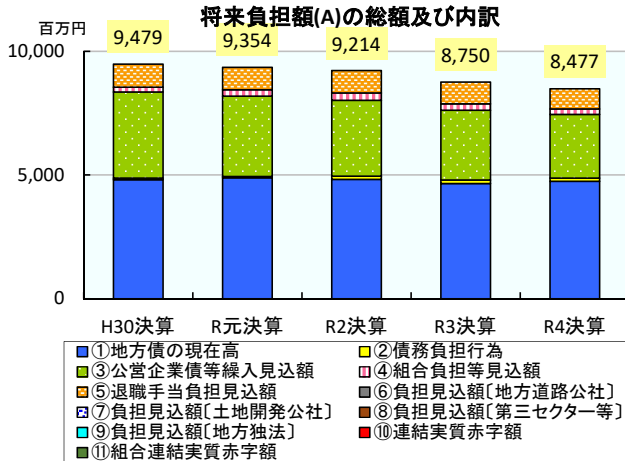
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	3,763,784	3,790,860	0.7	3,950,514	4.2	4,282,600	8.4	4,213,600	▲1.6
算入公債費等の額(D)	600,170	594,081	▲1.0	585,819	▲1.4	566,506	▲3.3	563,128	▲0.6

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	3,163,614	3,196,779	1.0	3,364,695	5.3	3,716,094	10.4	3,650,472	▲1.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	30.7%	30.5%	43.5%	39.7%	37.7%

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 17,960,497}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,059,743} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 16,036,079}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 967,594} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,924,418}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,092,149} = 37.7\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	10,130,592	11,189,931	10.5	12,862,389	14.9	12,733,251	▲ 1.0	12,062,808	▲ 5.3
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	3,630,841	3,364,738	▲ 7.3	3,413,268	1.4	3,576,805	4.8	3,744,380	4.7
④組合負担等見込額	116,404	103,442	▲ 11.1	85,367	▲ 17.5	78,224	▲ 8.4	69,370	▲ 11.3
⑤退職手当負担見込額	2,216,362	2,203,315	▲ 0.6	2,148,887	▲ 2.5	2,078,285	▲ 3.3	2,083,939	0.3
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	16,094,199	16,861,426	4.8	18,509,911	9.8	18,466,565	▲ 0.2	17,960,497	▲ 2.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	4,312,920	4,338,275	0.6	4,077,782	▲ 6.0	4,312,036	5.7	4,487,452	4.1
特定歳入[都市計画税以外]	179,114	276,299	54.3	257,022	▲ 7.0	219,245	▲ 14.7	161,273	▲ 26.4
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	10,134,453	10,780,762	6.4	12,015,528	11.5	11,819,301	▲ 1.6	11,387,354	▲ 3.7
充当可能財源等(B)	14,626,487	15,395,336	5.3	16,350,332	6.2	16,350,582	0.0	16,036,079	▲ 1.9

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	1,467,712	1,466,090	▲ 0.1	2,159,579	47.3	2,115,983	▲ 2.0	1,924,418	▲ 9.1

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

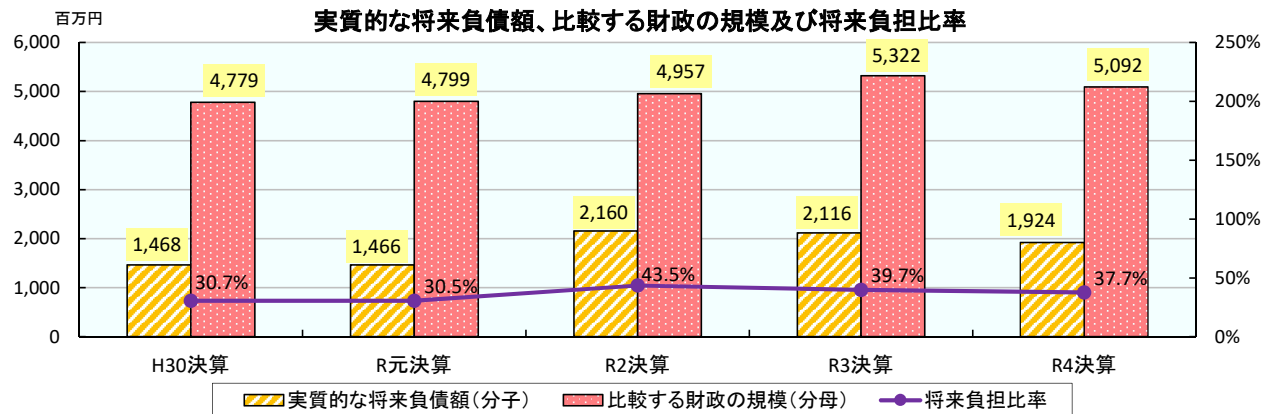
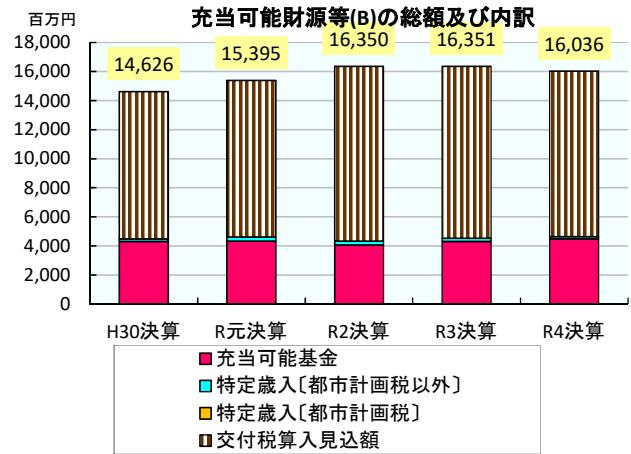
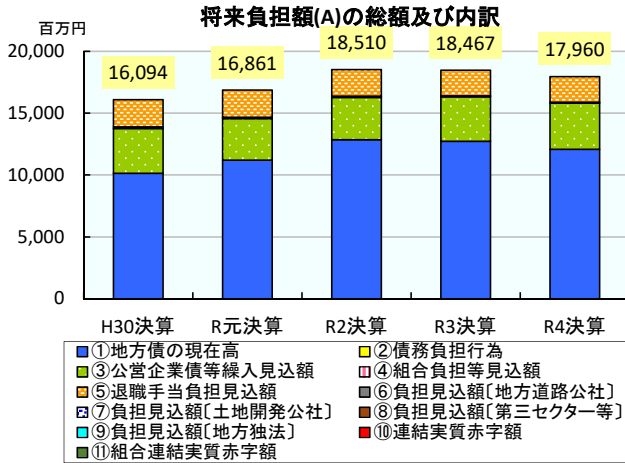
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	5,675,369	5,665,996	▲ 0.2	5,799,451	2.4	6,224,954	7.3	6,059,743	▲ 2.7
算入公債費等の額(D)	896,113	867,369	▲ 3.2	842,332	▲ 2.9	902,534	7.1	967,594	7.2

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	4,779,256	4,798,627	0.4	4,957,119	3.3	5,322,420	7.4	5,092,149	▲ 4.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	102.5 %	79.1 %	71.5 %	51.6 %	37.6 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 21,258,929}{\text{標準財政規模(C)} \quad 8,009,988} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 18,790,836}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 1,459,991} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 2,468,093}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 6,549,997} = 37.6\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	15,059,261	14,400,485	▲ 4.4	13,826,420	▲ 4.0	13,166,349	▲ 4.8	12,125,425	▲ 7.9
②債務負担行為	98,558	93,429	▲ 5.2	182,830	95.7	188,959	3.4	176,711	▲ 6.5
③公営企業債等繰入見込額	11,260,840	9,604,640	▲ 14.7	8,835,335	▲ 8.0	8,110,728	▲ 8.2	7,462,302	▲ 8.0
④組合負担等見込額	439,591	618,534	40.7	705,514	14.1	630,728	▲ 10.6	517,875	▲ 17.9
⑤退職手当負担見込額	1,008,103	1,162,057	15.3	979,516	▲ 15.7	916,534	▲ 6.4	976,616	6.6
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	27,866,353	25,879,145	▲ 7.1	24,529,615	▲ 5.2	23,013,298	▲ 6.2	21,258,929	▲ 7.6

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	4,993,838	4,784,924	▲ 4.2	4,503,029	▲ 5.9	4,864,732	8.0	5,207,665	7.0
特定歳入[都市計画税以外]	490,969	472,590	▲ 3.7	385,382	▲ 18.5	422,277	9.6	414,173	▲ 1.9
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	16,257,539	15,874,028	▲ 2.4	15,182,330	▲ 4.4	14,261,860	▲ 6.1	13,168,998	▲ 7.7
充当可能財源等(B)	21,742,346	21,131,542	▲ 2.8	20,070,741	▲ 5.0	19,548,869	▲ 2.6	18,790,836	▲ 3.9

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	6,124,007	4,747,603	▲ 22.5	4,458,874	▲ 6.1	3,464,429	▲ 22.3	2,468,093	▲ 28.8

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

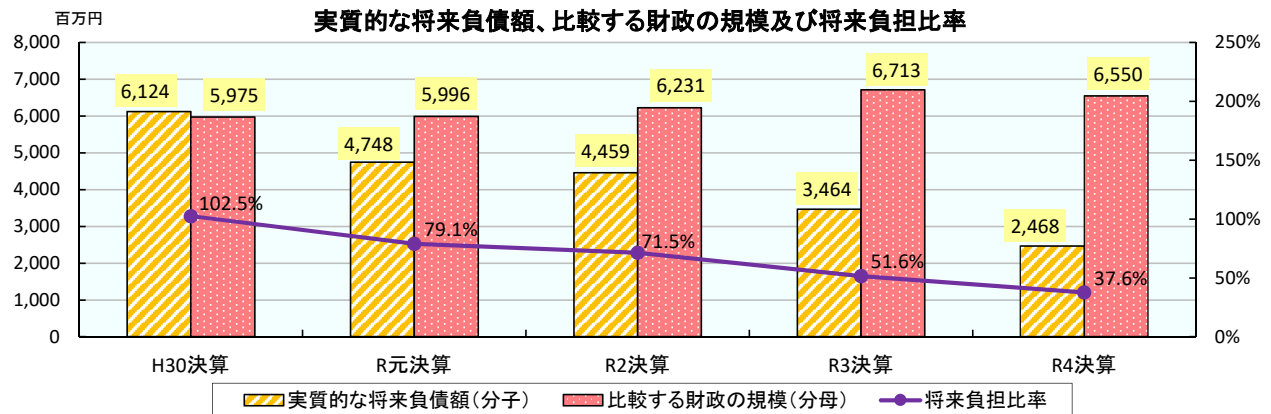
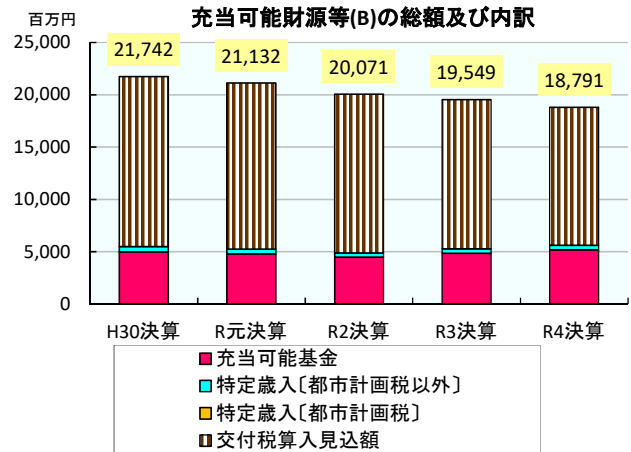
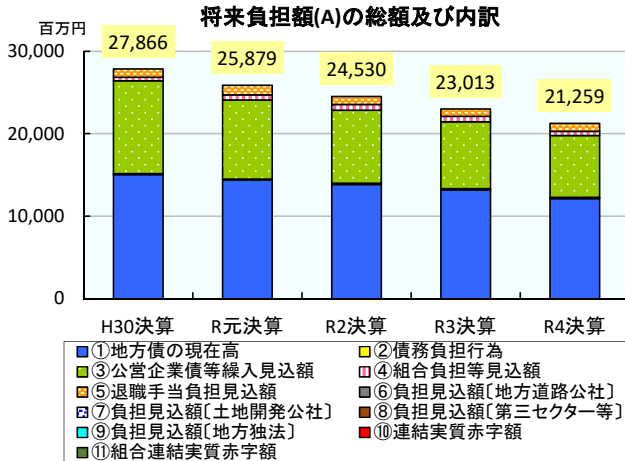
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	7,487,796	7,518,496	0.4	7,740,316	3.0	8,200,826	5.9	8,009,988	▲ 2.3
算入公債費等の額(D)	1,513,166	1,522,855	0.6	1,509,788	▲ 0.9	1,487,715	▲ 1.5	1,459,991	▲ 1.9

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,974,630	5,995,641	0.4	6,230,528	3.9	6,713,111	7.7	6,549,997	▲ 2.4

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \\
 \text{5,118,693}}{\text{標準財政規模(C)} \\
 \text{1,636,189}} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \\
 \text{6,061,512}}{\text{算入公債費等の額(D)} \\
 \text{247,436}} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \\
 \text{▲ 942,819}}{\text{比較する財政の規模(分母)} \\
 \text{1,388,753}} = \text{—}
 \end{array}
 \quad (\text{単位:千円、\%})$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	2,912,078	3,515,148	20.7	4,003,466	13.9	4,322,143	8.0	4,580,250	6.0
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	155,240	139,515	▲ 10.1	137,252	▲ 1.6	132,260	▲ 3.6	118,322	▲ 10.5
④組合負担等見込額	70,564	91,265	29.3	104,211	14.2	94,252	▲ 9.6	76,635	▲ 18.7
⑤退職手当負担見込額	229,331	215,623	▲ 6.0	241,231	11.9	415,937	72.4	343,486	▲ 17.4
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	3,367,213	3,961,551	17.7	4,486,160	13.2	4,964,592	10.7	5,118,693	3.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	2,486,509	2,525,081	1.6	2,231,258	▲ 11.6	2,581,943	15.7	2,689,401	4.2
特定歳入[都市計画税以外]	59,488	53,103	▲ 10.7	46,503	▲ 12.4	39,954	▲ 14.1	34,548	▲ 13.5
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	2,246,623	2,611,774	16.3	2,927,123	12.1	3,254,956	11.2	3,337,563	2.5
充当可能財源等(B)	4,792,620	5,189,958	8.3	5,204,884	0.3	5,876,853	12.9	6,061,512	3.1

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 1,425,407	▲ 1,228,407		▲ 718,724		▲ 912,261		▲ 942,819	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

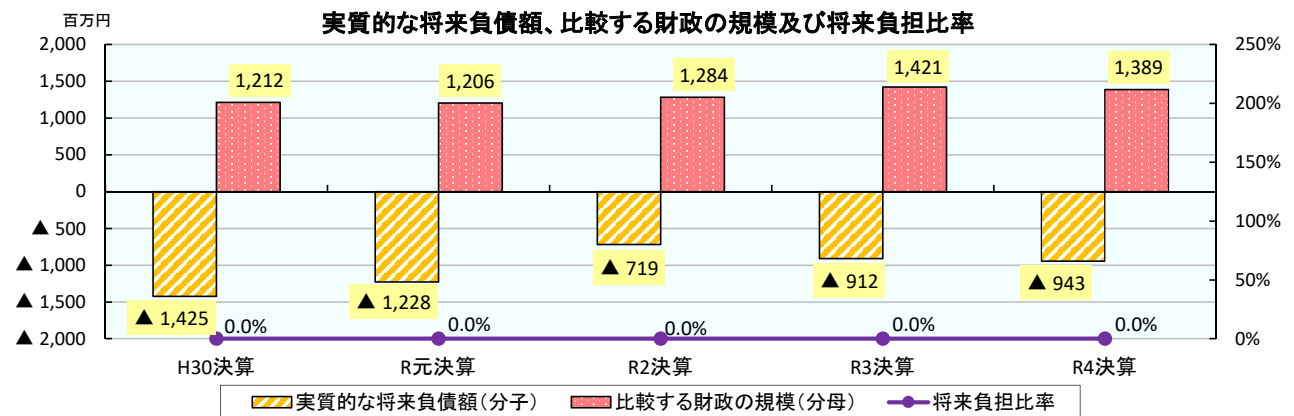
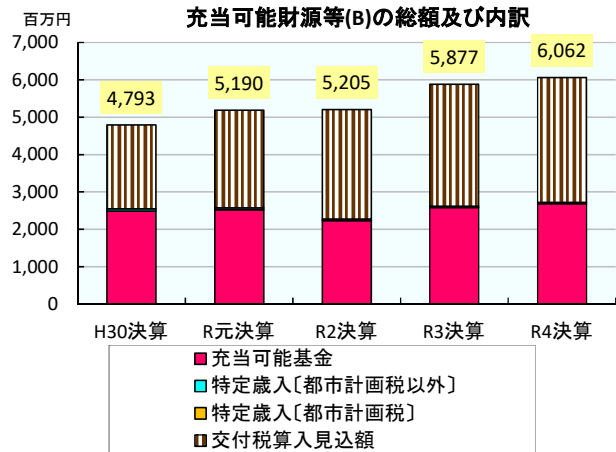
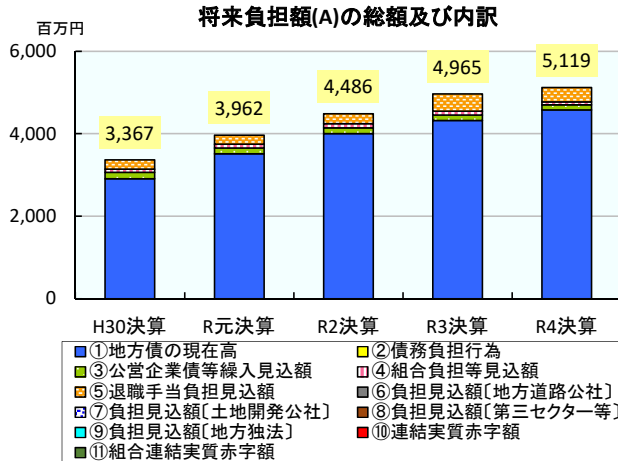
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	1,382,643	1,398,839	1.2	1,488,745	6.4	1,635,285	9.8	1,636,189	0.1
算入公債費等の額(D)	170,424	193,044	13.3	204,253	5.8	214,318	4.9	247,436	15.5

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	1,212,219	1,205,795	▲ 0.5	1,284,492	6.5	1,420,967	10.6	1,388,753	▲ 2.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	56.2 %	57.3 %	52.6 %	11.0 %	0.0 %

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 \hline
 = \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 6,602,666}{\text{標準財政規模(C)} \quad 3,328,103} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 6,601,243}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 351,107} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,423}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,976,996} = 0.0\%
 \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	4,407,107	4,664,577	5.8	4,655,767	▲ 0.2	4,644,579	▲ 0.2	4,450,619	▲ 4.2
②債務負担行為	39,347	30,607	▲ 22.2	21,868	▲ 28.6	13,130	▲ 40.0	4,390	▲ 66.6
③公営企業債等繰入見込額	2,754,558	2,568,918	▲ 6.7	2,420,801	▲ 5.8	2,164,934	▲ 10.6	2,066,277	▲ 4.6
④組合負担等見込額	113,730	93,099	▲ 18.1	77,009	▲ 17.3	66,369	▲ 13.8	58,877	▲ 11.3
⑤退職手当負担見込額	69,749	69,293	▲ 0.7	174,552	151.9	69,787	▲ 60.0	22,503	▲ 67.8
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	7,384,491	7,426,494	0.6	7,349,997	▲ 1.0	6,958,799	▲ 5.3	6,602,666	▲ 5.1

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	1,263,948	1,201,446	▲ 4.9	1,232,434	2.6	1,969,649	59.8	2,037,647	3.5
特定歳入[都市計画税以外]	5,616	0	皆減	0		0		0	
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	4,672,297	4,742,082	1.5	4,680,224	▲ 1.3	4,657,035	▲ 0.5	4,563,596	▲ 2.0
充当可能財源等(B)	5,941,861	5,943,528	0.0	5,912,658	▲ 0.5	6,626,684	12.1	6,601,243	▲ 0.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	1,442,630	1,482,966	2.8	1,437,339	▲ 3.1	332,115	▲ 76.9	1,423	▲ 99.8

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

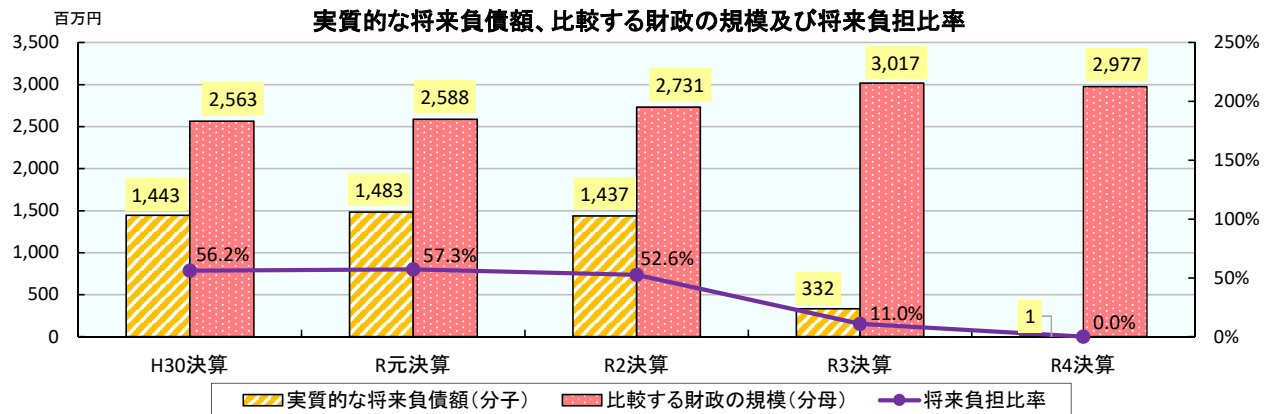
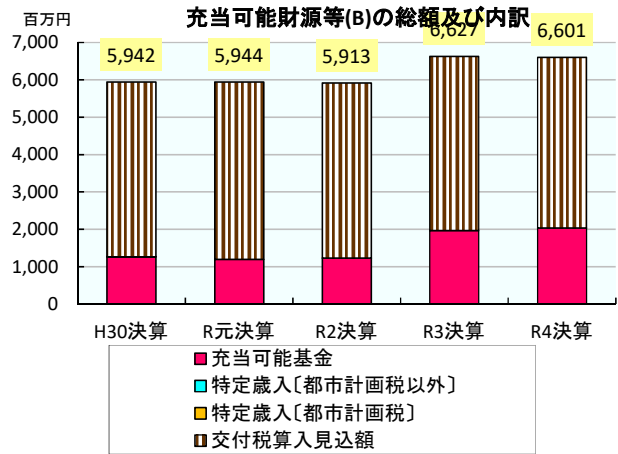
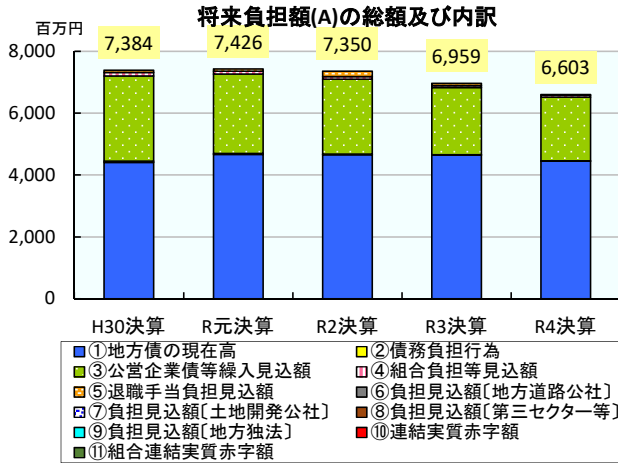
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	2,942,545	2,969,431	0.9	3,126,051	5.3	3,416,066	9.3	3,328,103	▲ 2.6
算入公債費等の額(D)	379,301	381,931	0.7	395,089	3.4	399,151	1.0	351,107	▲ 12.0

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	2,563,244	2,587,500	0.9	2,730,962	5.5	3,016,915	10.5	2,976,996	▲ 1.3

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	11.8 %	20.8 %	39.7 %	32.2 %	34.9 %

- 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 12,989,672}{\text{標準財政規模(C)} \quad 4,878,709} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 11,490,853}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 588,631} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 1,498,819}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 4,290,078} = 34.9\%
 \end{array}$$

（単位：千円、％）

- * 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位：千円、％)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	7,074,388	7,068,188	▲ 0.1	7,826,245	10.7	8,103,552	3.5	8,820,991	8.9
②債務負担行為	128,615	233,673	81.7	234,258	0.3	219,026	▲ 6.5	203,979	▲ 6.9
③公営企業債等繰入見込額	2,479,367	2,536,040	2.3	2,611,130	3.0	2,573,292	▲ 1.4	2,450,309	▲ 4.8
④組合負担等見込額	682,595	670,423	▲ 1.8	964,048	43.8	884,065	▲ 8.3	818,410	▲ 7.4
⑤退職手当負担見込額	664,191	623,084	▲ 6.2	688,881	10.6	671,514	▲ 2.5	695,983	3.6
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	11,029,156	11,131,408	0.9	12,324,562	10.7	12,451,449	1.0	12,989,672	4.3

○ 充当可能財源等(B)

(単位：千円、％)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	3,544,475	3,374,743	▲ 4.8	3,180,033	▲ 5.8	3,492,300	9.8	3,804,993	9.0
特定歳入[都市計画税以外]	1,890	953	▲ 49.6	0	皆減	0		394	皆増
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	7,014,718	6,939,551	▲ 1.1	7,520,383	8.4	7,556,353	0.5	7,685,466	1.7
充当可能財源等(B)	10,561,083	10,315,247	▲ 2.3	10,700,416	3.7	11,048,653	3.3	11,490,853	4.0

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位：千円、％)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	468,073	816,161	74.4	1,624,146	99.0	1,402,796	▲ 13.6	1,498,819	6.8

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

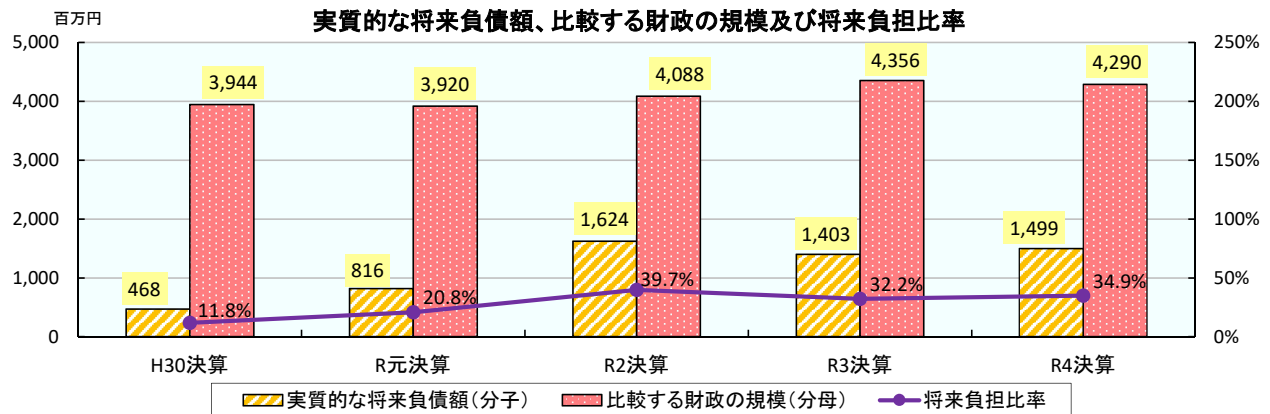
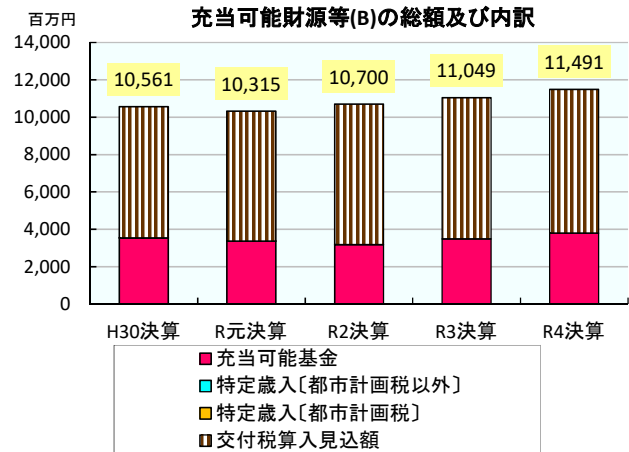
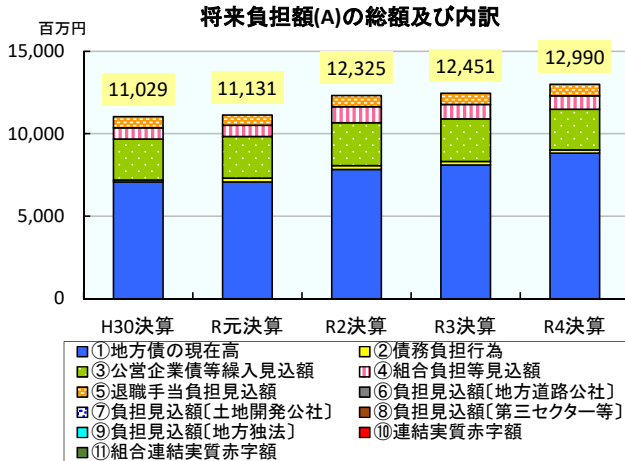
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	4,554,555	4,514,169	▲ 0.9	4,680,561	3.7	4,949,283	5.7	4,878,709	▲ 1.4
算入公債費等の額(D)	611,051	593,995	▲ 2.8	593,059	▲ 0.2	593,635	0.1	588,631	▲ 0.8

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	3,943,504	3,920,174	▲ 0.6	4,087,502	4.3	4,355,648	6.6	4,290,078	▲ 1.5

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 21,497,673 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 7,187,527 \end{array}}
 -
 \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 37,560,541 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 1,591,250 \end{array}}
 =
 \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 16,062,868 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 5,596,277 \end{array}}
 =
 \begin{array}{c} - \\ - \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	20,347,230	20,947,065	2.9	20,784,457	▲ 0.8	19,990,248	▲ 3.8	18,922,602	▲ 5.3
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	79,637	0	皆減	0		0		0	
④組合負担等見込額	164,735	269,971	63.9	331,418	22.8	277,797	▲ 16.2	222,920	▲ 19.8
⑤退職手当負担見込額	2,561,776	2,390,429	▲ 6.7	2,370,427	▲ 0.8	2,298,299	▲ 3.0	2,352,151	2.3
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	23,153,378	23,607,465	2.0	23,486,302	▲ 0.5	22,566,344	▲ 3.9	21,497,673	▲ 4.7

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	18,569,421	18,131,594	▲ 2.4	18,851,840	4.0	20,131,046	6.8	21,790,177	8.2
特定歳入[都市計画税以外]	3,173,139	3,023,299	▲ 4.7	3,012,362	▲ 0.4	2,845,816	▲ 5.5	2,688,094	▲ 5.5
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	14,212,495	14,363,000	1.1	14,692,229	2.3	13,948,690	▲ 5.1	13,082,270	▲ 6.2
充当可能財源等(B)	35,955,055	35,517,893	▲ 1.2	36,556,431	2.9	36,925,552	1.0	37,560,541	1.7

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 12,801,677	▲ 11,910,428		▲ 13,070,129		▲ 14,359,208		▲ 16,062,868	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

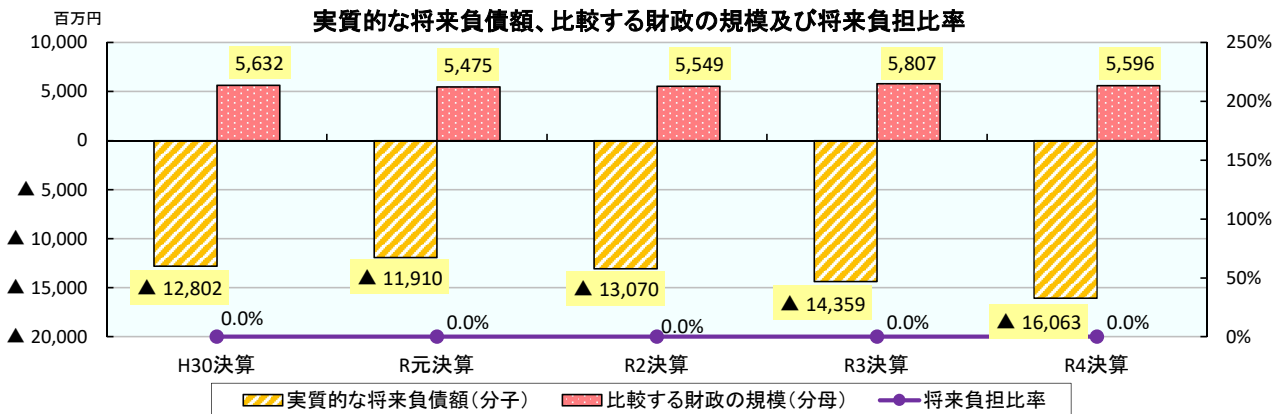
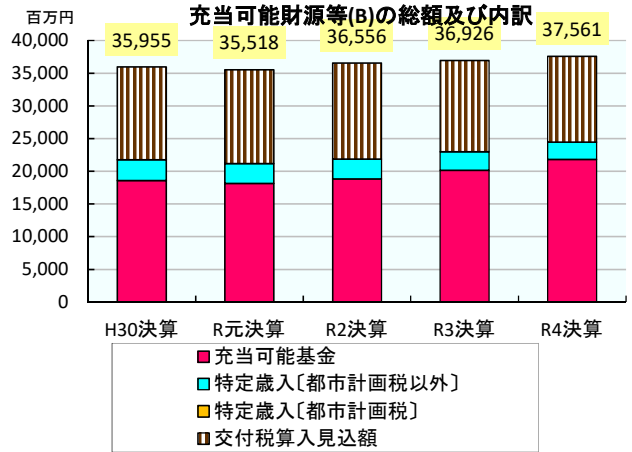
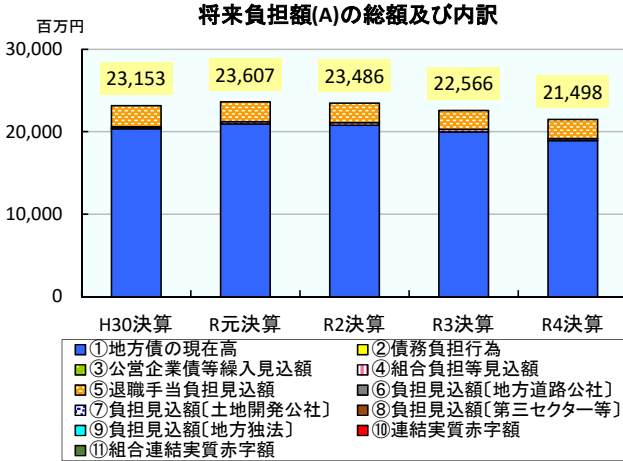
○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D) (単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	7,218,249	7,089,402	▲ 1.8	7,135,857	0.7	7,426,360	4.1	7,187,527	▲ 3.2
算入公債費等の額(D)	1,585,751	1,614,594	1.8	1,587,202	▲ 1.7	1,619,780	2.1	1,591,250	▲ 1.8

◎比較する財政の規模(分母) (単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,632,498	5,474,808	▲ 2.8	5,548,655	1.3	5,806,580	4.6	5,596,277	▲ 3.6

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	10.8 %	50.8 %	42.8 %	21.2 %	13.0 %

- 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

- 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 14,759,684}{\text{標準財政規模(C)} \quad 6,234,373} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 14,035,651}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 668,515} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad 724,033}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 5,565,858} = 13.0\%
 \end{array}$$

- * 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

- 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。
- 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	7,418,509	7,573,319	2.1	7,793,163	2.9	7,842,205	0.6	7,717,744	▲ 1.6
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	4,839,876	6,793,980	40.4	6,270,716	▲ 7.7	5,779,513	▲ 7.8	5,383,876	▲ 6.8
④組合負担等見込額	554,252	481,392	▲ 13.1	439,507	▲ 8.7	391,931	▲ 10.8	361,823	▲ 7.7
⑤退職手当負担見込額	1,171,371	1,186,512	1.3	1,226,842	3.4	1,274,885	3.9	1,296,241	1.7
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	13,984,008	16,035,203	14.7	15,730,228	▲ 1.9	15,288,534	▲ 2.8	14,759,684	▲ 3.5

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	4,287,564	4,157,709	▲ 3.0	4,123,331	▲ 0.8	4,787,815	16.1	5,009,045	4.6
特定歳入[都市計画税以外]	355,977	304,543	▲ 14.4	359,847	18.2	356,508	▲ 0.9	408,378	14.5
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	8,792,747	8,983,540	2.2	8,986,271	0.0	8,939,249	▲ 0.5	8,618,228	▲ 3.6
充当可能財源等(B)	13,436,288	13,445,792	0.1	13,469,449	0.2	14,083,572	4.6	14,035,651	▲ 0.3

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	547,720	2,589,411	372.8	2,260,779	▲ 12.7	1,204,962	▲ 46.7	724,033	▲ 39.9

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

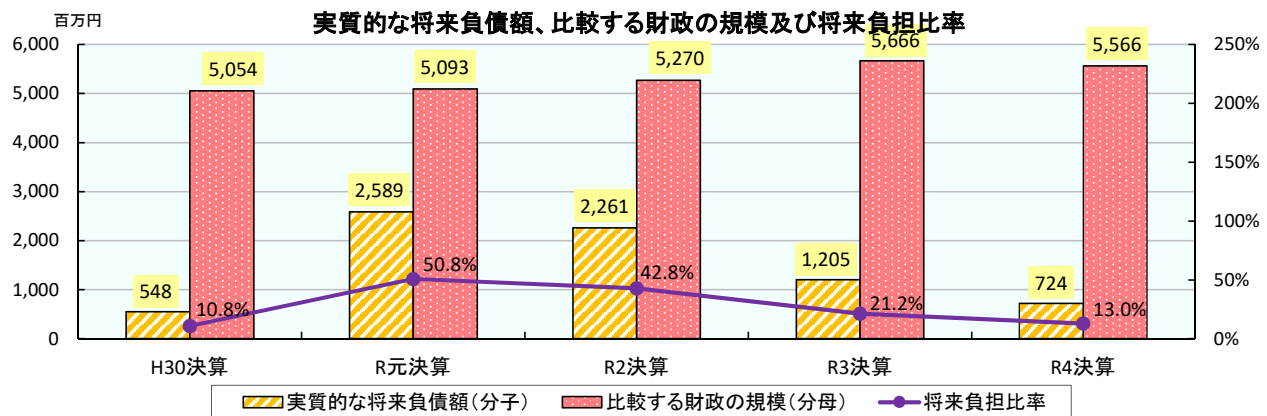
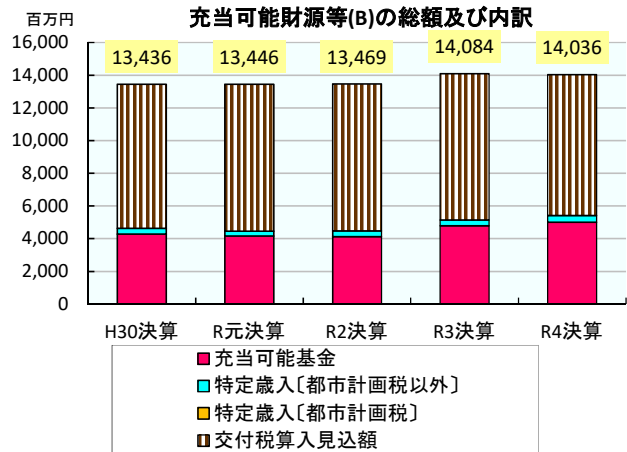
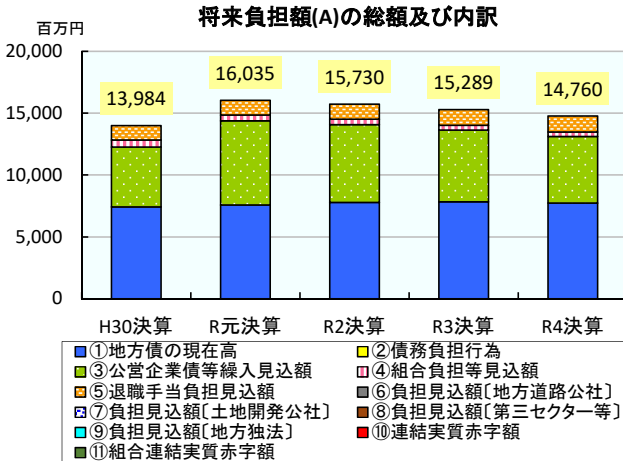
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	5,724,361	5,742,638	0.3	5,953,254	3.7	6,340,819	6.5	6,234,373	▲ 1.7
算入公債費等の額(D)	670,188	649,741	▲ 3.1	683,029	5.1	674,439	▲ 1.3	668,515	▲ 0.9

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,054,173	5,092,897	0.8	5,270,225	3.5	5,666,380	7.5	5,565,858	▲ 1.8

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	-	-	-	-	-

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率}
 \end{array}
 = \frac{\begin{array}{c} \text{将来負担額(A)} \\ 14,914,539 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{標準財政規模(C)} \\ 6,841,424 \end{array}} - \frac{\begin{array}{c} \text{充当可能財源等(B)} \\ 20,034,727 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{算入公債費等の額(D)} \\ 944,129 \end{array}} = \frac{\begin{array}{c} \text{実質的な将来負債額(分子)} \\ \blacktriangle 5,120,188 \end{array}}{\begin{array}{c} \text{比較する財政の規模(分母)} \\ 5,897,295 \end{array}} = \begin{array}{c} \text{ } \\ - \end{array}$$

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について [計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」]

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	11,027,432	11,002,072	▲ 0.2	10,630,292	▲ 3.4	10,131,571	▲ 4.7	9,450,006	▲ 6.7
②債務負担行為	188,035	277,683	▲ 47.7	233,289	▲ 16.0	178,523	▲ 23.5	199,569	11.8
③公営企業債等繰入見込額	3,051,474	2,994,189	▲ 1.9	2,865,977	▲ 4.3	2,774,722	▲ 3.2	2,525,767	▲ 9.0
④組合負担等見込額	156,550	120,390	▲ 23.1	97,888	▲ 18.7	89,697	▲ 8.4	79,955	▲ 10.9
⑤退職手当負担見込額	2,779,036	2,741,011	▲ 1.4	2,703,945	▲ 1.4	2,657,156	▲ 1.7	2,659,242	0.1
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	17,202,527	17,135,345	▲ 0.4	16,531,391	▲ 3.5	15,831,669	▲ 4.2	14,914,539	▲ 5.8

○ 充当可能財源等(B)

(単位:千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	11,954,209	11,825,927	▲ 1.1	11,707,636	▲ 1.0	11,514,049	▲ 1.7	11,858,543	3.0
特定歳入[都市計画税以外]	429,615	332,018	▲ 22.7	219,859	▲ 33.8	136,142	▲ 38.1	131,235	▲ 3.6
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	9,466,684	9,105,846	▲ 3.8	8,958,900	▲ 1.6	8,661,807	▲ 3.3	8,044,949	▲ 7.1
充当可能財源等(B)	21,850,508	21,263,791	▲ 2.7	20,886,395	▲ 1.8	20,311,998	▲ 2.8	20,034,727	▲ 1.4

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位:千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	▲ 4,647,981	▲ 4,128,446		▲ 4,355,004		▲ 4,480,329		▲ 5,120,188	

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

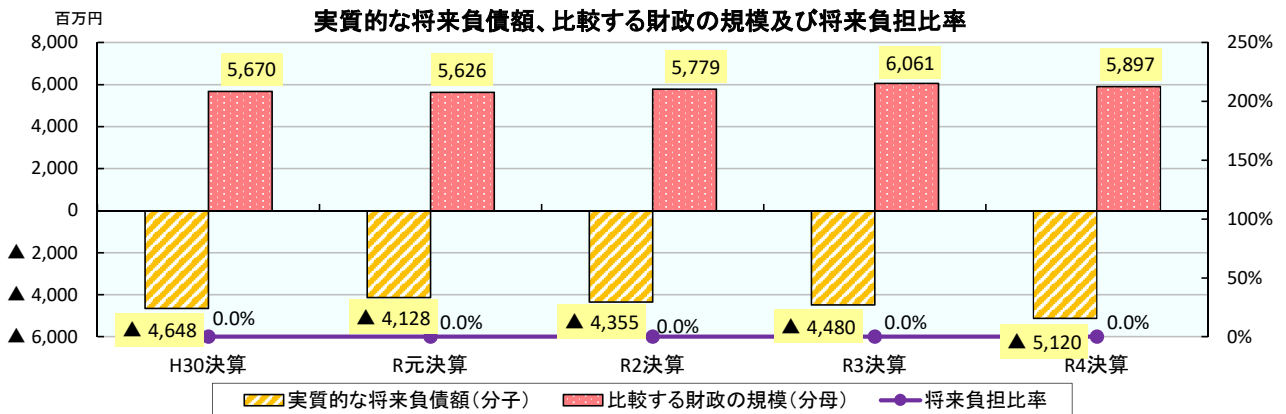
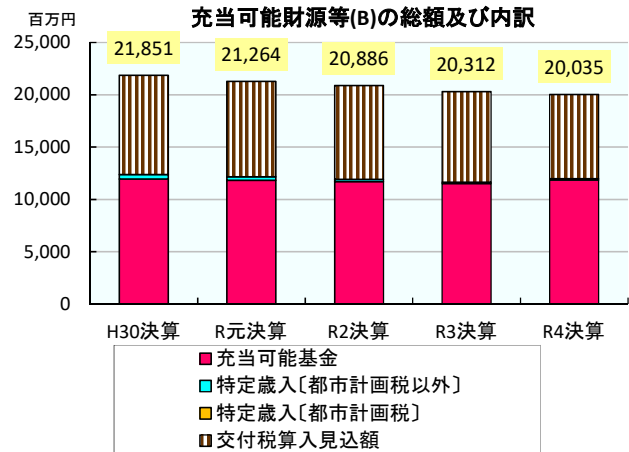
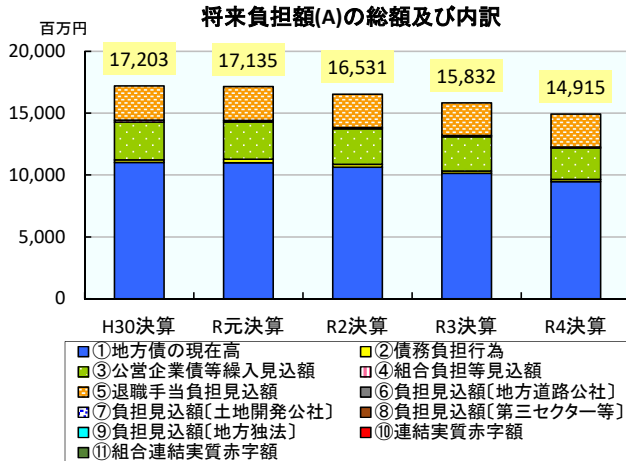
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	6,636,994	6,594,954	▲ 0.6	6,730,728	2.1	6,995,472	3.9	6,841,424	▲ 2.2
算入公債費等の額(D)	966,586	969,298	0.3	951,341	▲ 1.9	934,755	▲ 1.7	944,129	1.0

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	5,670,408	5,625,656	▲ 0.8	5,779,387	2.7	6,060,717	4.9	5,897,295	▲ 2.7

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。

3. 将来負担比率の状況と推移

将来負担比率	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
	1.7%	15.2%	5.5%	2.6%	—

○ 将来負担比率は、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の額を、その団体の標準財政規模を基本とした額（※）と比べたときの率をいいます。地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

（※ 標準財政規模から、元利償還金等のうち普通交付税において基準財政需要額に算入されている額を控除した額。下の算定式を参照。）

○ 将来負担比率は、以下に示す算式で算定します。

・令和4年度決算数値に基づく将来負担比率の場合（小数点以下第2位切捨て）

$$\begin{array}{c}
 \text{令和4年度} \\
 \text{将来負担比率} \\
 = \\
 \frac{\text{将来負担額(A)} \quad 6,565,386}{\text{標準財政規模(C)} \quad 2,351,227} - \frac{\text{充当可能財源等(B)} \quad 6,827,651}{\text{算入公債費等の額(D)} \quad 250,290} = \frac{\text{実質的な将来負債額(分子)} \quad \blacktriangle 262,265}{\text{比較する財政の規模(分母)} \quad 2,100,937} = \text{—}
 \end{array}$$

（単位：千円、%）

* 将来負担比率は、実質的な将来負債額(分子)が負の場合、該当なしとなる(「-」で表示)。

○ 将来負担比率が何%かということだけでなく、その算出に用いられた各数値の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことで、より詳しい分析が可能となります。

○ 特に「将来負担額(A)」の構成要素の内訳について他団体との比較や過去からの推移の把握を行うことは、地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものを含め、その団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の内容について具体的に分析する上で有益です。

○ 実質的な将来負債額(分子)の内訳について〔計算式:「将来負担額(A)」-「充当可能財源等(B)」〕

○ 将来負担額(A)の内訳

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
①地方債の現在高	3,362,846	3,390,490	0.8	3,412,082	0.6	3,499,372	2.6	3,388,626	▲ 3.2
②債務負担行為	0	0		0		0		0	
③公営企業債等繰入見込額	2,512,750	2,696,713	7.3	2,751,027	2.0	2,767,427	0.6	2,695,040	▲ 2.6
④組合負担等見込額	190,468	215,130	12.9	183,554	▲ 14.7	152,412	▲ 17.0	128,087	▲ 16.0
⑤退職手当負担見込額	302,086	319,818	5.9	380,496	19.0	385,197	1.2	353,633	▲ 8.2
⑥負担見込額[地方道路公社]	0	0		0		0		0	
⑦負担見込額[土地開発公社]	0	0		0		0		0	
⑧負担見込額[第三セクター等]	0	0		0		0		0	
⑨負担見込額[地方独法]	0	0		0		0		0	
⑩連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
⑪組合連結実質赤字額	0	0		0		0		0	
将来負担額(A)	6,368,150	6,622,151	4.0	6,727,159	1.6	6,804,408	1.1	6,565,386	▲ 3.5

○ 充当可能財源等(B)

(単位：千円、%)

	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
充当可能基金	2,407,665	2,390,359	▲ 0.7	2,567,456	7.4	2,742,785	6.8	2,841,339	3.6
特定歳入[都市計画税以外]	612,293	620,867	1.4	677,406	9.1	721,792	6.6	801,275	11.0
特定歳入[都市計画税]	0	0		0		0		0	
交付税算入見込額	3,316,533	3,328,845	0.4	3,375,197	1.4	3,284,075	▲ 2.7	3,185,037	▲ 3.0
充当可能財源等(B)	6,336,491	6,340,071	0.1	6,620,059	4.4	6,748,652	1.9	6,827,651	1.2

○ 実質的な将来負債額(分子)

(単位：千円、%)

(A)-(B)[算定の分子]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
実質的な将来負債額	31,659	282,080	791.0	107,100	▲ 62.0	55,756	▲ 47.9	▲ 262,265	皆減

3. 将来負担比率の状況と推移

○比較する財政の規模(分母)の内訳について〔計算式:「標準財政規模(C)」-「算入公債費等の額(D)」〕

○標準財政規模(C)、算入公債費等の額(D)

(単位:千円、%)

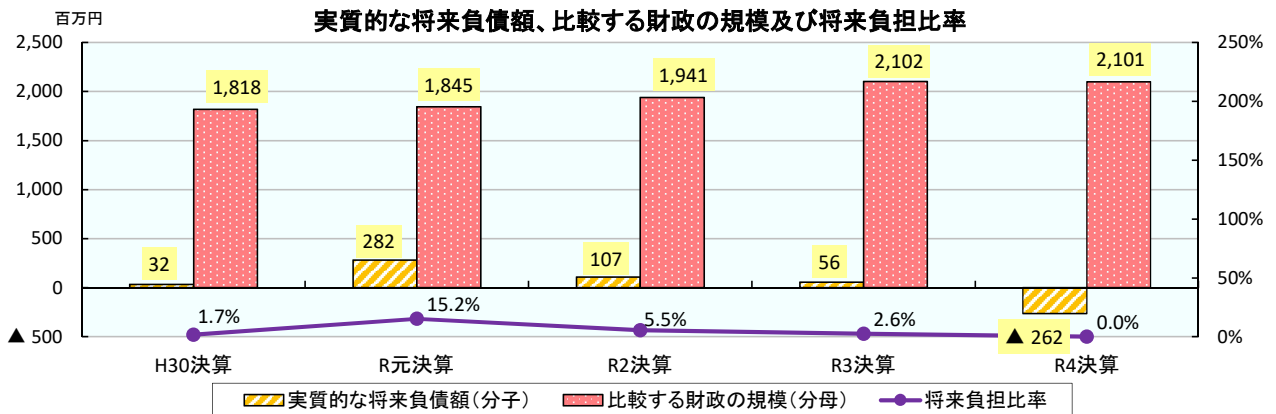
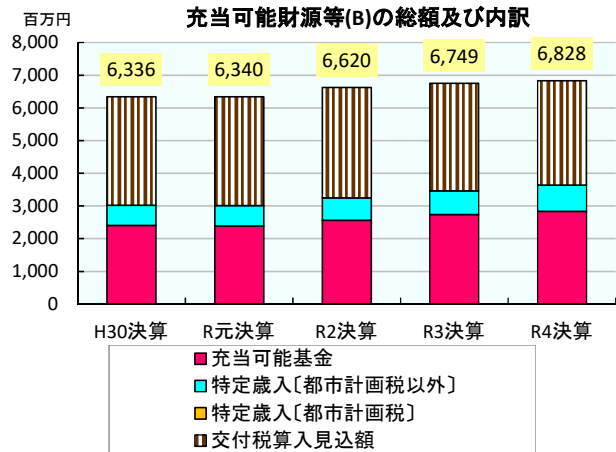
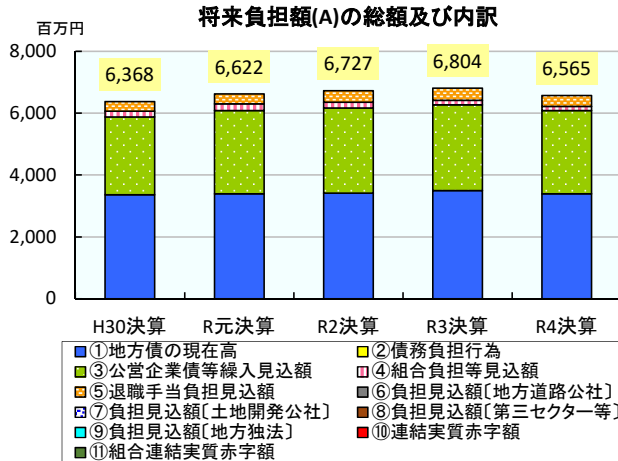
	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
標準財政規模(C)	2,066,018	2,095,493	1.4	2,200,233	5.0	2,364,401	7.5	2,351,227	▲ 0.6
算入公債費等の額(D)	248,024	250,342	0.9	259,438	3.6	262,652	1.2	250,290	▲ 4.7

◎比較する財政の規模(分母)

(単位:千円、%)

(C)-(D)[算定の分母]	H30決算	R元決算	増減率	R2決算	増減率	R3決算	増減率	R4決算	増減率
比較する財政の規模	1,817,994	1,845,151	1.5	1,940,795	5.2	2,101,749	8.3	2,100,937	0.0

○経年推移グラフ



○用語解説

- ・一般会計等：地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のもので、決算統計における普通会計に相当する会計
- ・標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源（地方税、普通交付税等）の規模を示すもの
- ・①地方債の現在高：一般会計等の決算年度末における地方債現在高
- ・②債務負担行為：債務負担行為（数年度に渡る建設工事の経費支出を予定するなどの、将来の財政支出を約束する行為）に基づく支出予定額（地方債を財源とできる地方財政法第5条各号に定める経費等に係るもの）
- ・③公営企業債等繰入見込額：一般会計等以外の会計（公営企業会計等）の地方債の元金償還に充てるため、一般会計等からの繰入れが必要と見込まれる額
- ・④組合負担等見込額：当該市町村が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てるため、当該市町村からの負担等が必要と見込まれる額
- ・⑤退職手当負担見込額：退職手当支給予定額（全職員が前年度末に自己都合退職すると仮定した場合の要支給額）のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑥負担見込額〔地方道路公社〕、⑦負担見込額〔土地開発公社〕、⑧負担見込額〔第三セクター等〕、⑨負担見込額〔地方独法〕：
 - ・地方公共団体が設立した一定の法人（設立法人）の負債の額のうち、当該設立法人の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・当該団体が受益権を有する信託の負債の額のうち、当該信託に係る信託財産の状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
 - ・設立法人以外の者のために負担している債務の額及び当該年度の前年度に当該年度の前年度内に償還すべきものとして当該団体の一般会計等から設立法人以外の者に対して貸付けを行った貸付金の額のうち、当該設立法人以外の者の財務・経営状況を勘案して一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額
- ・⑩連結実質赤字額：地方公共団体の一般会計等及び公営事業会計における連結ベースでの実質赤字額
- ・⑪組合連結実質赤字額：一部事務組合等の連結実質赤字相当額のうち、一般会計等において実質的に負担することが見込まれる額

※ 四捨五入の関係で、数値が一致しない箇所があります。